

事務連絡
平成20年2月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の訂正について
（高額医療・高額介護合算制度の算定基準額部分）

介護保険制度の運営につきましては、種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本年2月27日における全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の36ページにおきまして、高額医療・高額介護合算制度の基本的な算定基準額をお示ししておりますが、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正をお願い致します。

記

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料36ページの「(3) 高額医療・高額介護合算制度の算定基準額（限度額）①基本的な算定基準額」における表中、以下の該当箇所の正誤は次のとおりです。

該当箇所	正	誤
「被用者保険又は国民健康保険＋介護保険」で「一般」の区分 （※4に係る部分）	56万円	58万円
上記区分の経過措置の部分 （※4に係る部分）	75万円	77万円

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

Tel : 03-5253-1111 （内線）2164,2260

20.2.29